助成番号 18-G06

# 松下幸之助記念財団 研究助成研究報告

(MS Word)

【氏名】

齊藤尚男

【所属】(助成決定時)

京都大学法学研究科法政理論専攻博士課程後期

## 【研究題目】

「知的財産権の性質論と契約による相対化

—権利不主張, Standstill, Springing license, サブスクなどの契約枠組みをめぐって—」

## 【研究の目的】(400字程度)

本研究は、法学理論的な観点から特許権を積極的な専用権とみるか、単なる禁止権として消極的権利とみるか、という特許権の本質をどう捉えるかという点で、存続期間延長制度、実施権と権利不主張の違い、消尽論等に亘って分析し、オープンイノベーションや AI や IoT に係る新技術ビジネスの現状を踏まえ、知財制度の再構築を提案するというような発展を試みるものである。

一般に、知的財産権法は、特許法や著作権法などのように、人間の知的創作物にいわゆる物権的保護を与える創作法と、創作法の枠組みでは捉えきれない他の対象を保護する不正競争防止法などの行為規制法とに分けて考えられて来た。しかしながら、AI/IoT、サブスクリプションモデルなど、第四次産業革命を視野に入れたときに、そのような枠組みで課題についても検討する。本稿は、AI/IoT、サブスクリプションモデルなど、第四次産業革命を視野に入れ、新時代を見据えた知的財産権法の再体系化の萌芽を模索する。

# 【研究の内容・方法】(800字程度)

社会人としてフルタイムの勤務者であるため、通常よりも調査・研究論文執筆にかけられる時間が短いので、研究機関は5か年とする(既に京都大学法学研究科でも長期履修制度を申請し許可を受けた)。

# 研究1年目(平成30年度)

- 4月 主要研究領域の選定,確定・研究手法の確立 主要研究領域/関連領域に関する調査研究
- 9月 論文テーマ候補の選定

#### 研究2年目(平成31年度)

- 4月 論文テーマに関する調査、研究スケジュール作成
- 9月 中間報告

## 研究3年目(平成32年度)

- 4月 学位論文に関する資料およびデータ収集・調査・検討
- 9月 中間報告
- 1月 論文草案提出

## 研究4年目(平成33年度)

4月 学位論文執筆

学位論文に関する資料およびデータ収集・調査・検討

1月 研究会での発表

## 研究5年目(平成34年度)

4月 学位論文執筆(継続)

- 9月 中間報告
- 12 月 必要な許可を得て学位論文提出
- 1月 審査と最終試験

論文については、特許権の本質について、権利不主張と通常実施権の異同を切り口に専用権説と排他権説についてわが国の特許法の沿革にさかのぼって分析する(モノの時代)。加えて、米国、ドイツの学説や判例の動向を調査する。さらにオープンイノベーションや AI や IoT に係る新技術ビジネスの現状を踏まえ、特許制度の再構築を提案するというような発展を試みるものである。封建社会からの自由として、私的財産権として物権的な性格を備えて認められた特許権が、ネットワークの時代に至って互換性を保つために物権の排他性を一部制限するように相対的に債権化し、さらに AI や IoT に係る新技術ビジネスに至ってはもはや特許権という枠組みでは保護しきれず、契約上のデータ保護という債権的な保護へと発展していく過程を分析し、物権的知的財産権から債権的知的財産権への変貌という現象が起きているのではないかとの仮説を検証する。

## 【結論・考察】(400字程度)

本研究は、知的財産法における契約の影響を概観するものである。その端緒は、法学理論的な観点から、特許権を積極的な専用権とみるか、単なる禁止権として消極的権利とみるか、という特許権の本質をどう捉えるかという点で、実施権と権利不主張の違いが浮き彫りになるのではないかということであった。この点について検討を進めていく中で、伝統的に物権的権利 として構成される特許権に代表される知的財産権が、モノの時代からネットワークの時代、AI/IoTの時代へと技術が発展、変遷していくとともに、次第にその物権的性格を弱め、その保護が相対化して行っているのではないかと考えを及ぼすようになった。

他方で、それら物権的保護の変遷とは対照的に、特許法や著作権法、意匠法、商標法などの典型的な知財各種法で保護されない、あるいは、保護が十分でない領域として、ノウハウ、キャラクター権、パロディ権、商品化権、半導体 IP など、事実上市場において価値を有するものが次々と生まれ、契約により当事者間で規定され取引されてきた(契約による override)。AI/IoT 時代の幕開けとともに、契約上、債権的に取引されてきたいわゆるビッグデータが、改正不正競争防止法が定める一定の要件を満たすものについては、限定適用データとして差止請求の対象となり、行為規制アプローチとしての保護が強まった。

本研究ではこれらを通して、下記の項目にわたって研究を行い、論述した。

- 1 はじめに
- 2 特許権の物権的効力と契約による相対化
- 2.1 知的財産の本質を議論する現代的意義
- 2.2 専用権説及び排他権説を巡る伝統的見解と近時の見解
- 2.3 通常実施権の本質―権利不主張をめぐって
- 2.4 Standstill ≥ Springing License
- 3 サブスクリプションの時代における知的財産権の多層化
- 3.1 行為規制法における排他権と契約の関係
- 3.2 限定適用データをめぐって
- 3.3 サブスクリプションの時代における知財課題
- 3.4 従来の知的財産法体系とその問題点
- 3.5 今後の知的財産権の発展を見据えた再体系化
- 4 結語